

## 第 739 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 3 年 11 月 29 日 (月) 13 時 55 分～14 時 56 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 4 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

- (1) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について  
(資料 1)
- (2) さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮  
について  
(資料 2)
- (3) まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量につ  
いて  
(資料 3-1、3-2)

#### 2 報告事項

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会及び同南部会の開催結果について (資料 4-1、4-2)

#### 3 その他

- (1) 令和 4 年 2 月の委員会開催日程について
- (2) その他

#### [参考資料]

- ① 千葉県海面における遊漁のまき餌釣り等のルール (参考資料 1)
- ② 福島海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)

### 出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、  
黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、山田 正行  
学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司  
中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 小川 GL、相澤副技幹、山本主査、中川技師

議 事

事) 角田代理

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は、15名中、14名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長  
(櫻本会長)

ただいまから、第739回の委員会を開会します。

本日の議題ですが、「諮問事項」が3件、「報告事項」が1件、「その他」となっております。

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

青木勇委員、青木勝海委員よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは青木勇委員、青木勝海委員よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず、諮問事項(1)「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から補足することはありますでしょうか。

この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定いたします。

続いて、諮問事項(2)「さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定いたします。

続いて、諮問事項(3)「まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

玉置委員

資料内容等について、水産課から補足することはありますか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

漁業法が改正され、今まで「若干量」としていたものが「現行水準」となり、大臣が目安数量というのを示すようになっていきます。

資料3-2のとおり、神奈川県のみあじとまいわしの目安数量は、それぞれ638トンと1,835トンと農水大臣から通知されていますが、この目安数量に対して漁獲量が積み上がってきたときに、神奈川県としてどのような行動をとる予定なのか、3つのパターンごとに教えていただきたいと思います。

1つ目は漁獲量が目安数量に迫った場合、2つ目は漁獲量が目安数量に達した場合、3つ目は漁獲量が目安数量を大幅に超えた場合です。

大幅に超えたといっても、特別な行動をおこす場合、大幅として2倍、3倍などどの程度を想定しているのか、それとも超えた数量自体の問題ではなく、国全体のTACの消化状況に余裕があれば、大幅に超えても特別な行動はとらないかといったところを、県としてどのように考えているか教えていただけないでしょうか。

水) 山本主査

本県に対する割当てについては、現在現行水準というものなので、目安数量に迫ったり達したり、また大幅に超えた場合でも、すぐに採捕停止命令が発出されることはありません。

一方、国全体のTACの枠に迫った場合については、国が判断することなのではっきりしたことは言えませんが、漁業法においては、特定水産動植物を採捕する者を対象として国が採捕停止命令を出せるという規定があるので、そういったことを国が行う可能性も考えられます。

玉置委員

国が採捕停止命令を出さなければ、特に県として出すことはないということでしょうか。

水) 山本主査

現状ではそのように考えています。

玉置委員

分かりました。

議 長

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

今の御説明にあったように、昔は若干量でしたが、今回の新漁業法では新たに数字が示されており、みあじについては638トン、まいわしについては1,835トンとなっています。

みあじ、まいわしについては、周辺海域における重要水産資源の動向ということで、本県の水産技術センターのホームページでデータが示されており、このデータを見ると、2008年以降、みあじについては1,000トンから200トンくらいまで落ち、まいわしについては、2019年は低位、横ばいであ

ったりということで、1,000 トン前後となっています。

水産技術センターとしてはこのようなデータを持っていますが、今回国から示されたまあじの638 トン、まいわしの1,835 トンというのは、どのような算出をされているのか、分かれば教えていただけないでしょうか。

水) 山本主査

資料の3ページ目をご覧ください。こちらが国の通知となっており、638 トンや1,835 トンという数量が表の中に記載されています。

そして基本シェアというパーセンテージが書かれていまして、下の注記に「基本シェアの算定期間（平成29年から令和元年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない」という記載があるとおり、私も確証があるわけではないですが、いずれにせよ過去の漁獲実績を基に割り振られていると考えられます。

また、まあじやまいわし以外でも、例えばくろまぐろなどはやはり一定期間の漁獲量の実績に基づいて配分されていますので、こちらについても同じようなことがなされているのではないかと考えています。

鵜飼委員

おっしゃるとおりですが、これは平成29年から令和元年までで、県水産技術センターのデータからすると、まいわしが1,835 トンというのは多すぎる気がしたので質問をさせていただきました。

どういう出どころなのか国に確認した方がよいと思います。

今までは若干量で計算されており、今回このような数字が出されたのは初めてではないでしょうか。

そのため、そこは水産課として、どのような根拠でこの数字が出されているのか、もう一度確認された方がよいと思います。

水) 小川 GL

国の改正漁業法に係る担当者会議で各県の数字が一覧表で示されてきた経過があり、神奈川県の数値も大体このような数字だと何度か見せられてきています。

この数字が多かったかどうかという確認は不足していますが、その会議の中でも、従来は数字として出ていなかったものを出すのですかというやり取りがありました。

国は、一応現行水準で割り振るけれども参考としてお示しするものですよと言っていましたので、その根拠については改めて確認させていただいて整理したいと考えています。

議 長

ここに数字がトン数で出ていますが、その算出根拠について確かめていただくということでよろしくお願いします。

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのように決定いたします。

続いて、報告事項（１）「太平洋広域漁業調整委員会及び同南部会の開催結果について」を議題とします。

本件につきましては、本日机上配付されている資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

事) 上原主事

【資料４－１、４－２に基づき説明】

資料の説明は以上となりますが、最後に、櫻本会長からいただいた御質問について、関係機関に確認した結果をお答えいたします。

まず質問１で、該当ページは、資料４－２の１４ページですが、「ＴＡＣ魚種拡大に向けたスケジュールについて、利用可能なデータの種類が多いものとして、Ａグループ、Ｂグループ、Ｃグループに分けられているが、その相違を説明いただきたい」というものです。

水産庁に確認したところ、グループ分けの明確なルールがあるわけではなく、Ａ、Ｂ、Ｃの中で、特に利用可能なデータが多いものはＡグループというように水研機構がグループ分けしたところ、このようになったとのことでした。

次に質問２は、同じくＴＡＣ関連について、「本県に関係するものとして、カタクチ太平洋系群、ウルメイワシ太平洋系群、キンメダイ太平洋系群等があると思うが、カタクチ太平洋系群、ウルメイワシ太平洋系群等は、マサバ等と同様、現行水準というカテゴリーでの数量管理になると思うが、そのような理解でよいか」という御質問です。

都道府県別漁獲可能量を設定するのは水産庁ですが、本県の漁獲量は全国的にみてもそれほど多くないので、現行水準が配分されるものと思われるということです。

最後に質問３で、該当ページは、資料４－１の１２ページの上のスライドになりますが、同じくＴＡＣ関連について、「キンメダイ太平洋系群については、広域漁業調整委員会で配布された資料を見ると、漁業者代表部会、漁業者協議会、浜周りでの意見として、一都三県でしっかり管理ができていることや、資源評価結果に納得がいけないこと等の理由から、「数量管理は断固反対」という意見が出されており、今後、ＴＡＣ管理の導入には、かなりの困難を伴うことが予想されるが、今後の議論において、漁業者の意向はど

の程度反映されると考えればよいか」という御質問です。

国としては、漁業者の意見を真摯に受け止め、漁業者の意見を踏まえて資源管理措置の改善について検討し、理解と協力を得ていくこととするとのことです。

また、本県としましても、漁業者の理解を十分に得た上で進めていくよう国に求めているとのことです。

なお、会議後、再度国に確認しましたが、各地区の漁業者の声を聞きつつ、理解と協力を得ながら進めていくとのことでした。

議 長

資料4-1、4-2の御説明と、私からの質問に対する回答について御説明いただきましたが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

私の方から1点質問ですが、資料4-1の6ページの上のスライドに、資源水準は4,828トンを下回ることからと書いてありますが、この4,828トンというのはどこから出てきた数字でしょうか。

事) 上原主事

会議の場では具体的にどのような根拠で4,828トンになったという説明がなかったもので、確認して回答させていただきます。

議 長

ありがとうございます。

他に御質問等ございますでしょうか。

もしなければこれに関連しまして、キンメについて問題点を整理したレジユメを作成してきましたので、これに基づいて御説明したいと思います。

配付されておりますキンメ太平洋系群の漁獲規制の問題点ということで、先ほど説明いただいたところとかなり重複するところもありますが、資料に沿って説明させていただきたいと思います。

**【資料4 関連資料に基づき説明】**

以上、質問事項を含めて問題点を整理させていただきました。

何か御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

特段ないようですので、報告事項ですので、了承ということにしたいと思います。

最後に皆様から、議題に関わらず御意見等ございますでしょうか。

福本委員

よろしいでしょうか。

福島の原子力発電所の処理水の問題なのですが、海に流すという話を聞いていると思います。

このような話はこの委員会には関わるのでしょうか。

議 長

いかがでしょうか。

事) 角田代理 処理水を流すことについてこの委員会に諮ってもらおうといったことは、思い当たるところがありません。

福本委員 例えば、国が流すと言ってしまえば、もう決まってしまうのでしょうか。

事) 角田代理 委員会の方に何か意見を求められるなど、諮問・答申のような関係では思い当たるところがありませんので、議題として出てくることはないのではないかと考えております。

福本委員 このまま黙っていれば関係なくなってしまうということなののでしょうか。それとも、そういうときに何か意見を言いたいなどと言っていけば、関係してくるということなののでしょうか。

事) 角田代理 諮問・答申などとなると法令に基づくものとなりますが、そのようなことを委員会の機能としている規定はないのではないかと思います。

福本委員 参考にお聞きしたいのですが、あれはどのように決まるのでしょうか。もう決まってしまうのか、決まりそうなのか、ちょっと分からないのですが、どの辺まで決まっていることなののでしょうか。

水) 小川 GL 県の水産課の方にも、水産庁等国からの情報が入っておりません。要は漁業法令の外にあるのかもしれませんが。漁業者が関係するというのは事実なので、何らかの意見を述べる機会があるのかどうかは国に確認させていただきたいと思います。

福本委員 よく新聞には全漁連の会長は反対だと書いてあるのですが、あれだけだとそのままいってしまうのかなと感じて心配になりました。

鵜飼委員 全漁連としては基本的には反対ということで主張しています。各県の漁連にも当然同じような趣旨で賛同を求めてきていますし、私も漁連としても反対という立場で主張はしていますが、これはあくまでも行政ではなく民間としてのものです。私もその後の状況は分からないのですが、先日水産庁かどこかから、関係する県に説明をしたいという話はなかったのでしょうか。そのような場を捉えるしかないのか、もう一度水産庁などに確認していただいて意見を言うかだと思います。また、全漁調連などは動いていないのでしょうか。

事) 角田代理 少し前に東日本ブロック会議があり、要望事項が出ていますが、その中に福島の方からの意見などはありませんでした。

鵜飼委員 例えば全漁調連のようなところから反対意見を出すとすれば、こちらにも下りてくると思います。もし委員会として意見を言うのであれば、そういったルートをもう一度探

福本委員

るのだと思います。

分かりました。

力がある会が他にないので、この委員会で言うのが一番いいかなと思った  
ものです。

議 長

この委員会で意見を言うというのは、制度上は可能なのでしょうか。

事) 角田代理

拘束力があるようなものは中々ないかもしれませんが、内容によって  
は、要望や決議をすることはあるのではないかと思います。

そこも含めて、今水産庁がどのような話を都道府県にしているのか、ある  
いは鵜飼委員から話があった全漁調連の動き、また、今ブロック会議で他か  
ら何か意見が出ていないかなど聞く中で相談していきます。

議 長

お願いします。

それから情報提供ですが、民間団体で全国沿岸漁民連絡協議会、JCFU  
という団体があります。

沿岸漁業者の方1万人ほどが会員になっていますが、原発の汚染水の排水  
のことも取り上げています。

代替案で海に流さないで処理する方法なども提案されているので、インタ  
ーネットでホームページを一度見ていただければと思います。

農林水産大臣や水産庁などにも文書で原発の汚染水の海洋投棄に対する反  
対意見を出されています。

福本委員

ありがとうございます。

議 長

以上ですが、他に何か御意見等ございますでしょうか。

それでは、本日の委員会はこれで閉会にしたいと思います。

なお、次回は12月24日金曜日14時からの開催予定となっております。

ありがとうございました。

以上